

社会福祉法人古平福祉会(本部)

令和2年度本部事業計画書(案)

(基本方針)

法人職員は、知的障害者等福祉サービス提供に係る支援活動を地域の中で実践するに当たり、法人が定める「愛」、「誠」、「奉仕」の三信条を福祉の精神とし、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も共に支え合う、人に優しい社会実現を目指すものである。又、高齢化が一層進むことにより、在宅介護や高齢知的障害者の地域生活面での介助等がますます求められていることを勘案し、創意工夫により障害福祉サービス事業と介護保険法による居宅支援サービスの充実に努め、施設入所・通所されている利用者には、法人内施設間の一層の連携により、利用者のライフサイクルに合わせ、その都度必要とされるサービスメニューを準備し、それぞれの施設の「機能」と「役割」を明確にした援助を行い、特に地域生活へのアプローチとその後のアフターケアを重点とした切れ目のない施設(法人)運営を基本方針とする。

(事業実施経過と計画)

当法人は、標記の基本方針の実現のため、特に平成12年度からの社会福祉基礎構造改革の流れをひとつの分岐点とし、高齢になった知的障害者の地域生活継続と在宅介護支援強化の為、介護保険法による事業指定に着手。更に平成18年10月1日、「障害者自立支援法」(現:「障害者総合支援法」)施工に併せ事業所として早期に新体制へ完全移行し、「障害」・「高齢」・「児童」等への総合的な支援提供を、それぞれの分野に横断的な対応を、地域の中で機能(事業)整備を行い、当会独自の地域包括的な実践をスピード感をもって進めてきた。平成26年度は、古平町の要請を受け共生型複合施設「ほほえみくらす」全体の指定管理に併せて「きょうどう」の移転と付属作業施設(きょうどう農場・クリーニング棟・休憩舎(小動物)施設等設置)を完了させた。また、保護者から親亡き後の不安等から強い要望があり、法律関係者の協力の下、利用者の権利擁護として法人後見による「れいみの里権利擁護・任意後見センター」を設置し新たな事業展開をした。

平成29年度は、「社会福祉法改正における法人改革」の内容を踏まえ、改定された新定款の下、社会福祉法人の在り方について経営組織のガバナンス強化(内部統治、理事会・評議員会役員等の役割・権限・責任の明確化、会計監査人導入の準備)を図る。平成30年度は、更に「コンプライアンス(法令順守等)・職員教育」、「財務規則の強化」(内部留保の明確化・透明性の確保・社会福祉事業への再投下検討)等を主体に「公益性・非営利性」を徹底し、地域福祉の中核的な担い手として当会が進めてきた「地域貢献」の充実に努める。さらに各事業所間の一体化・(連携)強化により対象利用者の環境整備を進め、併せて当会利用者と地域住民の安全確保の一環として、9月6日発生の胆振東部地震によるブラ

ックアウトの経験を踏まえ「共働の家」に原子力災害対策事業（放射線防護対策）と「みっくすベジタ」に非常用自家発電設備整備事業の補助金交付申請し各内示通知を受理した。このことを踏まえ先に締結した古平町との災害時等における施設利用及び協力に関する協定の充実を図り、従来の「相互扶助」の実践を地域住民の実情に合った総合的なサービスを創造し、地域共生社会の実現のための体制の構築に努める。さらに、施設整備では自己資金(借入金)により「みっくすベジタ」大規模改修工事に着手完了させ当会利用者の「食の安全・安心」を確保し、従事者(特に高齢化対応の必要な所員)の処遇改善を行うと共に、古平町との災害時等協定「炊出し支援施設」の役割を具現化した。「若者宿」(グループホーム)では利用者の重度・高齢化対応としてスプリンクラーの設置(「はばたき寮」)や衛生環境整備と、バリアフリー化の改修を実施した。又、「元気の交差点 まち愛」に新定款の下、法人事務所(分室)を設置し社会福祉法人に求められる「情報公開」の推進を行う。

来年は当会事業開始40年を迎えるにあたり前述の計画と実績を集約し、いよいよ法人全体事業(施設機能)の見直しと運営資金(経営)の改善の為2年次計画を立てる。令和元年度事業計画では、迫る人口減少によるコミュニティの衰退不安と施設利用者の減少、さらに古平町が進めるコンパクトな町づくりを勘案し、始めに取得した旧北海信金入船支店を改修し「法人本部事務所」・「事務管理センター」の完全移転を行い、古平町(近隣町村)の地域住民に「本会の事業内容の可視化」(福祉事業の見える化)を図る。展開を拓げる機能として、地域住民への「総合相談窓口(児童・障害・高齢・他福祉の窓口)」と「住民交流施設機能(第2のまち愛機能)」を付加させ、西部地区の高齢者、要援護者の安心サポートを行う。さらに「介護・障害(児)者の相談」と「任意後見・権利擁護センター」機能の移転により、従前からの「微・助っ人」・「グッドケア」と連携度が増すことになり、より効果的・効率的な運用が期待でき、地域での公益的な取り組みの主たる担い手として地域住民や地域の多様な主体が、世代間や分野を超えてつながるよう「地域で支え合う関係づくり」の基盤整備を実施した。ここ数年間、利用者の加齢等に伴う提供施設の設備環境の整備(工事含)や介護等の具体的な支援内容の変更の為、職員の確保(給与保証)や養成に多大な費用を要し、又報酬単価の低下も重なりこれまでの積立金・引当金の余剰金を消費していることを踏まえ、令和2年度は令和元年度の地域での共生社会等の基盤整備実施に併せ、運営資金管理の徹底・各事業収支バランスの是正と利用者に向けた処遇計画(指定事業等)の見直しによる事業変更(廃止を含む)計画を立てた。

具体的な内容

◎法人全体事業の見直し（2年目に向けて）

～ 支援体制や収支悪化の改善と高齢障害者の対応のため ～

1. 古平福祉会（一体型事業所れい明の里）

～ 事業廃止予定事業 3月31日付

- きょうどう 就労移行支援事業 定員6名
就労定着支援事業 利用可能20名以下
- 若者宿 自立生活援助事業 定員一名
- ぷらっとほーむ 短期入所事業 定員2名
(者・児で計2名)
- グッドケア 通所介護事業 定員10名

2. 古平福祉会（一体型事業所れい明の里）

～ 事業変更予定 4月1日より

- 共働の家 生活介護事業 主たる70名⇒50名へ定員減
従たる20名⇒廃止
合計90名より50名へ変更
- いこいの家 生活介護「共生型」 定員30名
(旧従たる利用者+(介)通所介護グッドケア利用継続希望者)
- ひまわりくらぶ 放課後児童デイ

営業日を月曜日～土曜日を

営業日を月曜日～金曜日と変更

3. グループホーム建物の見直し ～統合・縮小・廃止等計画（順次）

※遊休の旧町営住宅や職員用住宅を活用（用途変更）する。（但し、低コストで）

・2階利用が難しくなった利用者の増加 *生活介助・介護が必要な利用者の増加

・低バリアの間取りや住宅設備が必要（浴室、トイレ、介護、看護、医療支援等がし易い住居空間）⇒旧町営住宅を活用して解決。※感染症対策等にもメリット大。

（旧本部事務管理センター棟を「れい明の里介護支援センター」に変更し拠点化）

（センター棟を拠点に 要支援・要介護 利用者の対応を集約し効率化。）

・職員用住宅(複数棟)を利用者の特性や心身の状態、タイプ別のGHへ変更。

（町内、里内の現行GHを見直し統廃合、より良質の生活や支援を可能にする。）

・ぷらっとほーむ1階奥の職員住居スペース（一部短期入所用）を短期入所の廃止に伴い、GH化（4名）する。（良質な住環境のGHに更新）

・「入船2寮」のGH化の検討。



（用途変更）

建物名	変更前	変更後
(旧) 法人本部棟	(1F)事務管理センター	(1F)れい明の里介護支援センター
ぷらっとほーむ	(1Fの奥)職員住居スペース	共同生活援助(GH)4名
单身職員用(アカシア)	職員専用住宅	共同生活援助(GH)10名
(旧) 町営住宅	職員住宅A棟・B棟・C棟	生活寮・共同生活援助(GH)